

日 銀 業 第 4 6 4 号
2 0 2 2 年 1 0 月 2 0 日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先 御中
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」
の一部改正に関する件

国債発行関係事務についての日銀ネット利用先または日銀ネット利用金融機関等と日本銀行との間で授受している書面の一部について、日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」といいます。）による授受に移行すること（「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」（2022年10月18日付日銀業第439号））に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2022年11月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、業務オンラインによる授受への移行に伴う、当座勘定・準備預り金・担保・外国中央銀行等の預り金・国債関係事務等にかかる共通的な留意事項は次のとおりです。

1. 全般的な規程改正方針について

業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」（2022年8月4日付日銀業第329号別紙）により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程については、主として、現行の授受手段が明記されている場合には当該記載を削る等の、必要最小限の改正を行うこととし、授受手段を業務オンラインに改める改正は行っておりません。

ただし、現行の規定内容や業務オンラインによる授受への移行後の事務取扱等を踏まえ、該当規程において、取扱いを明確にすることが望ましいと考えられる場合には、業務オンラインにより授受することを明記する改正を行っ

ています。

2. 業務オンラインにより授受する書面の押印等について

「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の表1に定める書面のうち、現行押印（署名を含みます。以下同じです。）を要する書面については、業務オンラインによる授受への移行後、書面への押印を不要とします（日本銀行が特に指示する場合を除きます。）。また、業務オンラインにより提出された書面は、代表者または代表者から権限を付与された者（以下「代表者等」といいます。）から提出されたものとして取扱うため、代表者等の役職名および氏名の記載についても原則不要とします。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）

・ 改正内容に関するもの 小川（内線：6096）、古賀（内線：6114）

・ 上記以外 高木（内線：6059）、佐藤（内線：6061）

中山（内線：6106）

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」中一部改正

○ 第1編Ⅱ. 1. (2) ①を横線のとおり改める。

- ① 財務省があらかじめ公表している入札予定日に、障害等により「国債入札実施要項通知」を受信できない場合において、同通知が必要なときは、直ちに日本銀行業務局（国債業務課国債業務グループ）に連絡し、同通知のファクシミリ、電子メールまたは日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」といいます。）による送信を依頼してください。

○ 第1編Ⅲ. 1. (1) を次のとおり改める（全面改正）。

(1) 募集取扱発行および個人向け国債募集取扱発行にかかる応募金額の報告等の事務の流れ

日銀ネットを利用して行う募集取扱発行または個人向け国債募集取扱発行にかかる応募金額の報告等についての事務の流れは次のとおりです。

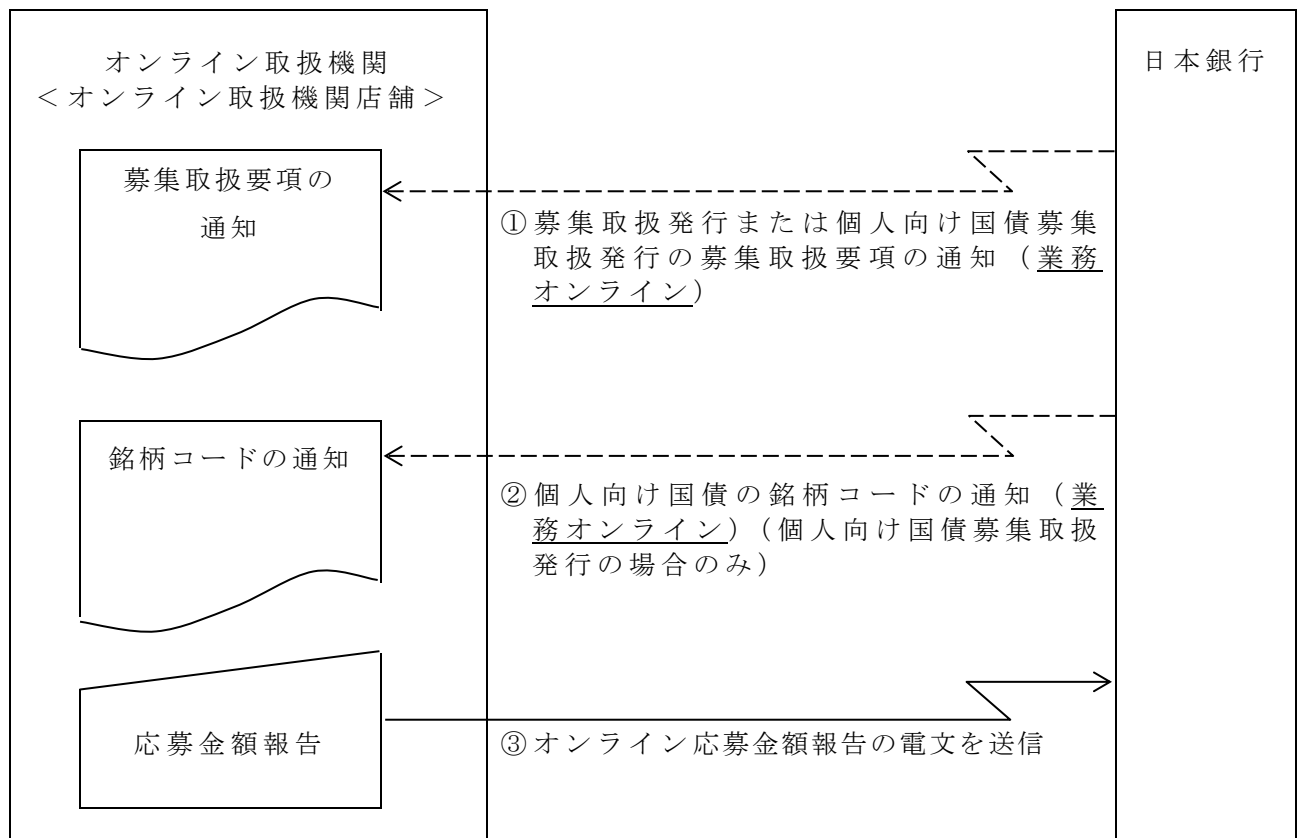
- ① 日本銀行は、参加者募集取扱機関等または参加者取扱機関等に対し、募集取扱要項の通知により、当該募集取扱発行または個人向け国債募集取扱発行における日本銀行への応募金額報告開始日および応募金額報告締切日時、銘柄^(注)等を業務オンラインにより通知します。

(注) 募集取扱発行の場合には、銘柄コードを含みます。

- ② 日本銀行は、個人向け国債募集取扱発行の場合に限り、応募金額報告開始日の前営業日に、参加者取扱機関等に対し、その個人向け国債の銘柄コードを業務オンラインにより通知します。
- ③ オンライン取扱機関は、所定の端末操作手順（業務処理区分

コード721201) に従って当該募集取扱発行または個人向け国債募集取扱発行にかかるオンライン応募金額報告を行います。

なお、応募金額（ゼロ以外）の報告を行った国債の発行払込の事務については、IV. を参照してください。



○ 第1編IV. 1. (2) ① (注2) を横線のとおり改める。

(注2) 選択した代金払込方法により、払込金額の払込が行われます(ただし、オンライン払込者が払込受託者である場合には、代金払込方法として「自行払込」のみを選択することになります。)。また、指定する口座区分が預り口である場合には、当該国債の発行日の前営業日までに、「国債振替決済新規記録顧客口座一覧」を所管の日本銀行本支店の窓口に提出する必要があります(やむを得ない事由により発行日の前営業日までに提出することができないと見込まれるときは、直ちに

所管の日本銀行本支店に連絡し、その指示に従ってください。)

○ 第1編IV. 2. (1) (注2) を横線のとおり改める。

(注2) 選択した代金払込方法により、払込金額の払込が行われ
ず(ただし、オンライン払込者が払込受託者である場合には、
代金払込方法として「自行払込」のみを選択することになり
ます。)。また、オンライン新規記録等において指定する口座
区分が預り口である場合には、発行日の前営業日までに、
「国債振替決済新規記録顧客口座一覧」を所管の日本銀行本
支店~~の窓口~~に提出する必要があります(やむを得ない事由に
より発行日の前営業日までに提出することができないと見込
まれるときは、直ちに所管の日本銀行本支店に連絡し、その
指示に従ってください。)